

第5章 全体構想

5-1 まちづくりの理念・目標

1. まちづくりの理念

本市は「瑞浪市まちづくり計画（第5次総合計画）」において、『安心・快適 私たちが創るみずなみのまち』を目標都市像としており、第4章のまちづくりの課題等を踏まえ、本市における目標都市像の実現を目指した計画的なまちづくりをおこなっていく指針として、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの理念を以下のように設定します。

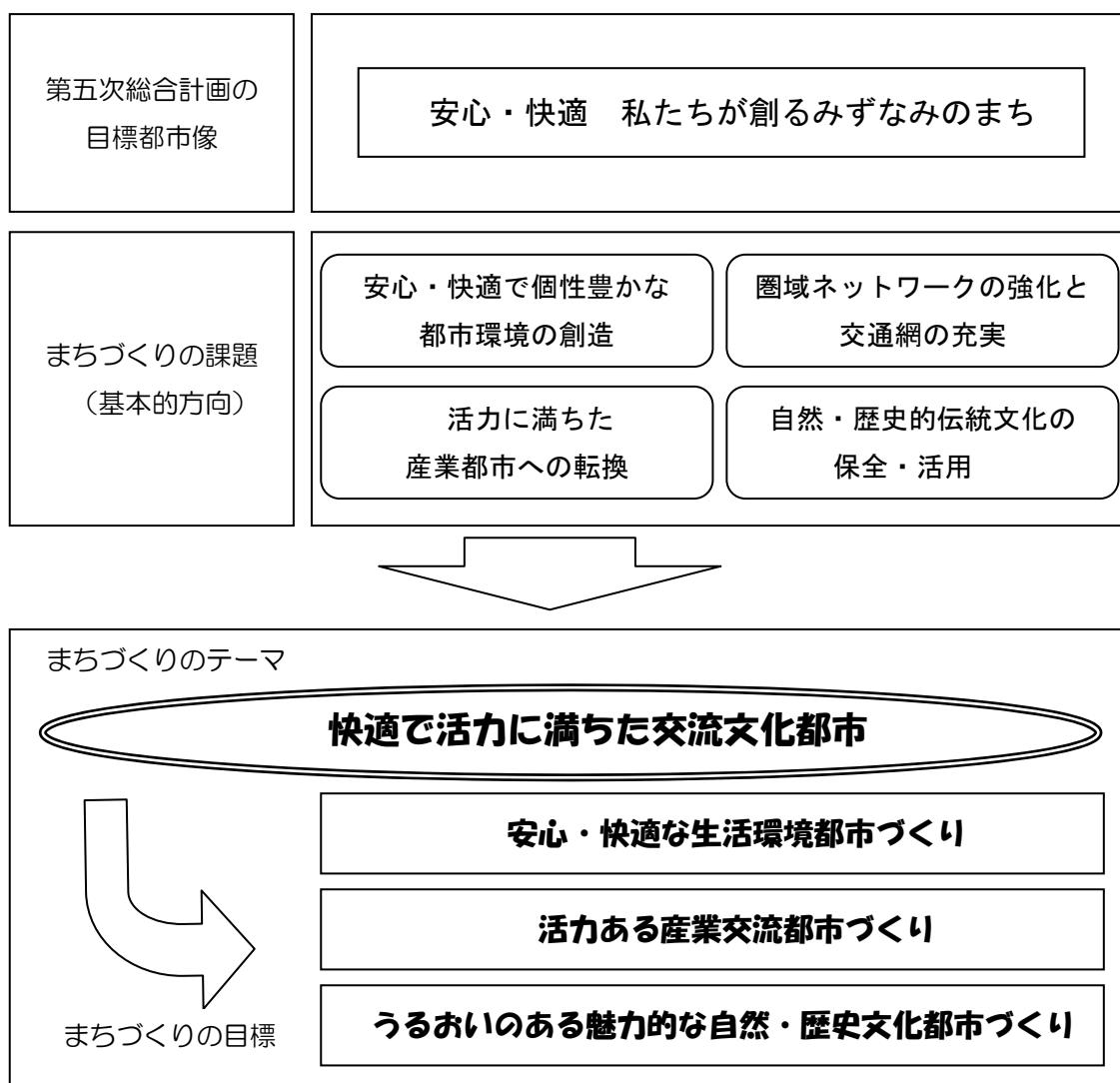


図 5.1 まちづくりのテーマ

2. まちづくりの目標

(1) 安心・快適な生活環境都市づくり

本市の市街地は、土岐川沿いの低地部に形成された農耕を中心とする集落形態の市街地が連担して形成されたものであり、これまで土地区画整理事業などの推進により、現行用途地域の半分以上の地区で基盤整備がなされてきました。また、本市の中心であるJR瑞浪駅周辺は、「都市核」と位置付けられ、都市計画道路や駅前広場、駐車場といった都市環境整備や、地域交流センターの建設など、市街地としての機能強化が進んでいます。今後は、整備された都市基盤について計画的な維持管理に努めるとともに、適正な土地利用を誘導することにより、利便性と良好な居住環境の確保を図ります。

市内に点在する集落地区については、上下水道や生活道路などの生活基盤整備に努め、快適で暮らしやすい生活環境を確保するとともに、地域の素材を十分活用し、「瑞浪らしさ」を強調した個性豊かなまちづくりを図ることにより、地域活力の再生を目指します。

以上より、市民一人ひとりがゆとりと魅力のある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むための生活基盤や大規模な災害に対する備えなど、安心できる快適な生活環境都市の実現を目指すものとします。なお、地域の個性化・活性化を図るために、地域住民と行政が協働して取り組むまちづくりシステムの構築を図っていくものとします。

(2) 活力ある産業交流都市づくり

本市は古くから美濃焼の産地として栄え、約20年前には製造品出荷額の76%が窯業・土石製品であるなど、窯業中心の工業構造を展開してきました。現在は、瑞浪クリエイション・パークの整備、インターガーデンにおける研究開発機関の充実など、「複合型産業構造への転換と新産業への支援」が進んでいます。

今後も陶磁器を中心とした地場産業の活性化を図るとともに、瑞浪クリエイション・パークの環境整備・アクセス強化を推進し、雇用の場の創出と産業構造の多角化を図ります。また、東濃地域の各機能の連携を強化する圏域内ネットワークおよび都市内の交通網の整備・充実により、都市内のみならず広域的な活力ある産業交流の実現を図ります。

商業・観光業については、地域の特性をいかした商業拠点・観光拠点の形成を図り、有機的なネットワークによる市域全体での振興を目指します。JR瑞浪駅周辺地区における「都市核」および国道19号沿道におけるロードサイド型の商業地を展開するとともに、市民公園周辺や点在する自然・歴史文化資源をいかした観光施設の整備・拡充を図り、活発な交流の実現を目指します。

農林畜産業については、農家や農業組織の経営を安定化し、農地や森林といった資源環境の保全を図るとともに、生産環境の向上やブランド化、地産地消の流通体系を確立するなど振興を図ります。

以上より、東海環状自動車道をはじめとする国家的プロジェクトにより、立地ポテンシャルの向上が期待される東濃都市圏を構成する都市として、多様な地域との「人、もの、情報」等の相互交流を深めることにより、都市機能の向上と文化経済活動などの都市の活性化を図り、活力ある産業交流都市の実現を目指すものとします。

(3) うるおいのある魅力的な自然・歴史文化都市づくり

本市の北部・東部地域は、飛騨木曾川国定公園に指定された鬼岩公園や、竜吟峡などの景勝地があります。また、中山道はその一部を東海自然歩道として活用され、細久手・大湫宿といった観光資源も有しており、自然・歴史的伝統文化に恵まれています。

したがって、市民のみならず来街者にとって魅力的な休養・レクリエーション施設として、これらの自然・歴史的伝統文化の保全・活用を図ります。市内に点在する「焼物」を活用した既存施設のほか、土岐川における水辺の楽校の整備など、自然・歴史資源を活用した観光交流施設の整備を図ります。また、これらの自然・歴史的伝統文化を誰もが身近に体験できるように、駐車場等の整備および公共交通輸送の確保などのアクセス性の強化について、自然環境に配慮した整備を図ります。

以上より、豊かな自然や歴史文化を背景に、人と人が集い、ふれあい、互いの知識を伝えあうことのできる観光交流拠点を整備する一方で、自然環境の保全に努め、うるおいのある魅力的な自然・歴史文化都市の実現を目指す。

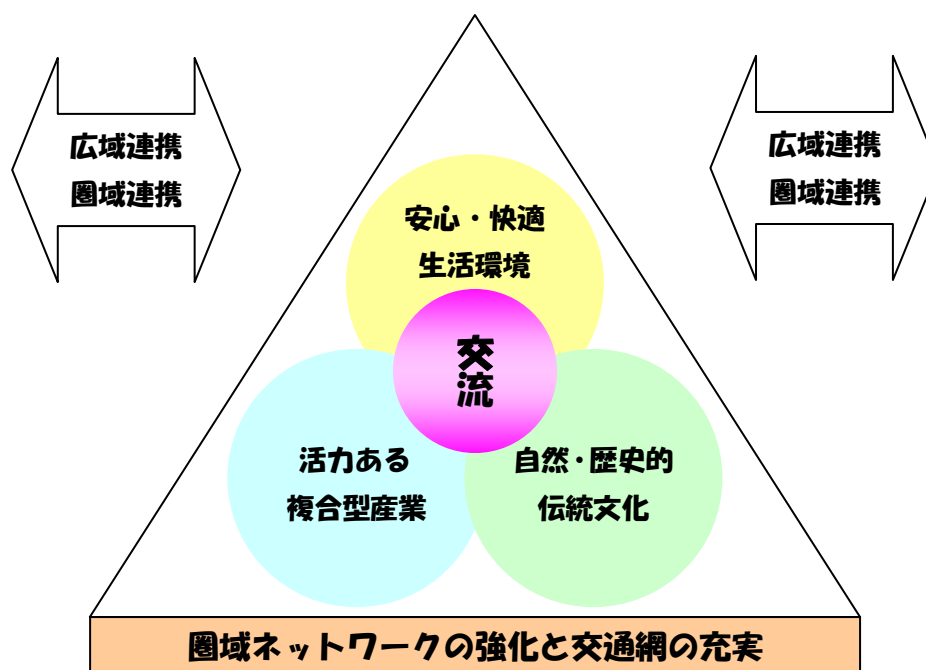


図 5.2 まちづくりの目標の概念図

5-2 将来都市構造

1. まちづくりの視点

前述したまちづくりの3つの目標を実現していくための基本的な方向として、都市を構成する要素を「軸」「拠点」「ゾーン」の3つの視点から捉えます。

- ◆ 「軸」…都市の骨格を形成する軸として、市域を超えた交流の基軸となる「広域軸」、市内の地域間交流の基軸となる「地域連携軸」、自然豊かなアメニティの軸となる「親水空間活用軸」の3つを位置づけます。具体的には、道路などの都市基盤を軸として位置づけることにより、広域的な交流とともに、市域内の各地域や拠点間の有機的な交流を促進します。

「広域軸」「地域連携軸」「親水空間活用軸」

- ◆ 「拠点」…市民の快適な生活環境を支える様々な活動や都市機能の中心となるべき地域や、活力ある産業交流を支援する地域などについて、それぞれの地域特性や役割に応じた魅力ある多様な拠点を位置づけます。

「地域活性化拠点」「地域交流拠点」「新規産業誘導拠点」「研究開発拠点」
「地場産業振興拠点」「観光中心拠点」「歴史文化交流拠点」「自然ふれあい拠点」

- ◆ 「ゾーン」…役割に応じて位置づけられる多様な拠点と、それらを有機的に結ぶ軸により構成される空間について、地域特性や立地環境にあわせて「ゾーン」として位置づけ、それぞれの地域における個性ある空間の創造を図ります。

「住居系市街地ゾーン」「商業系市街地ゾーン」「工業系市街地ゾーン」
「集落・農業ゾーン」「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」
「自然環境保全ゾーン」

なお、「軸」の設定における地域連携軸については、現状の土地利用状況や将来動向を踏まえ、本市を大きく3つの地域に区分し、各地域内および地域間の連携を図るものとします。

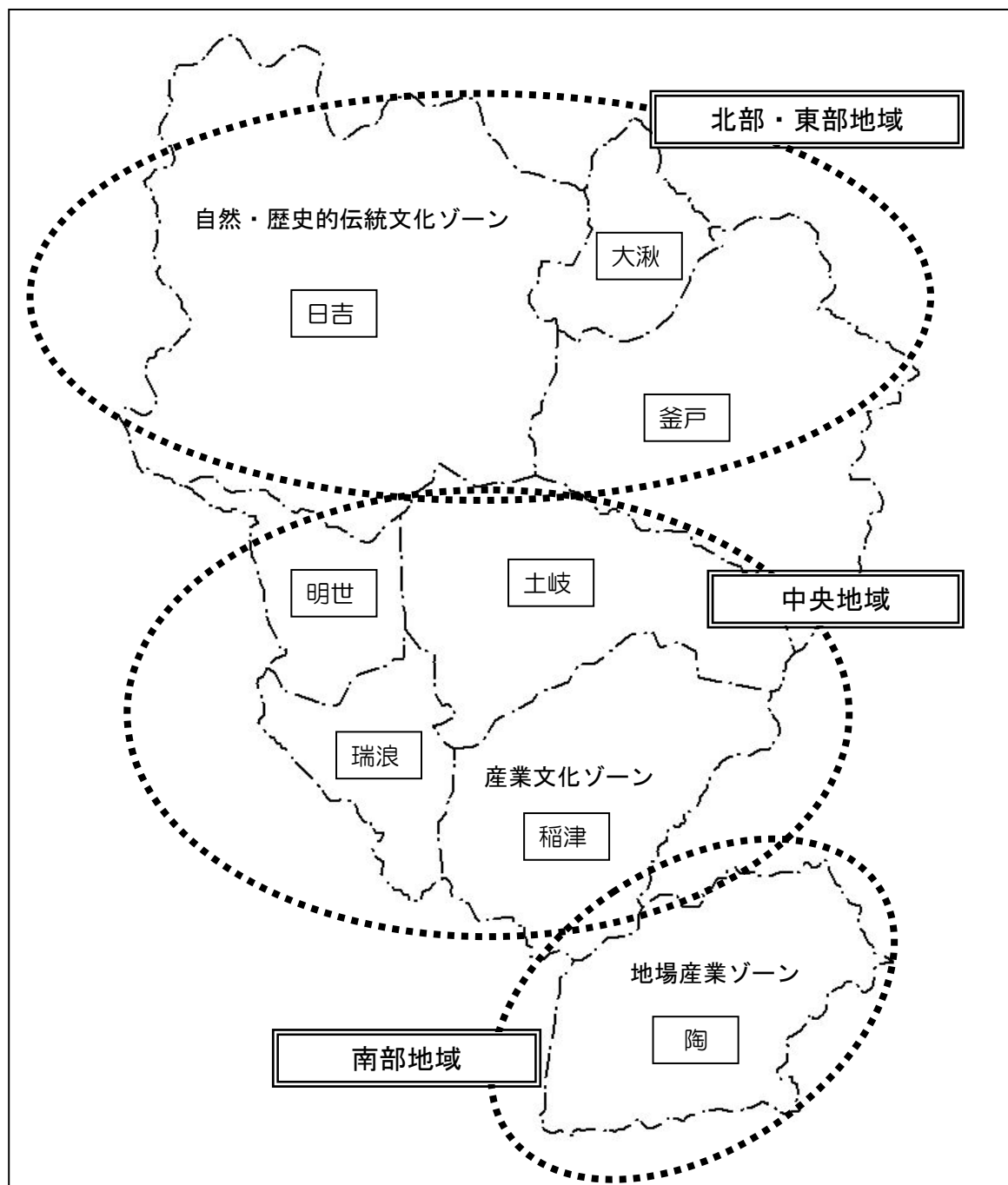


図 5.3 エリア区分

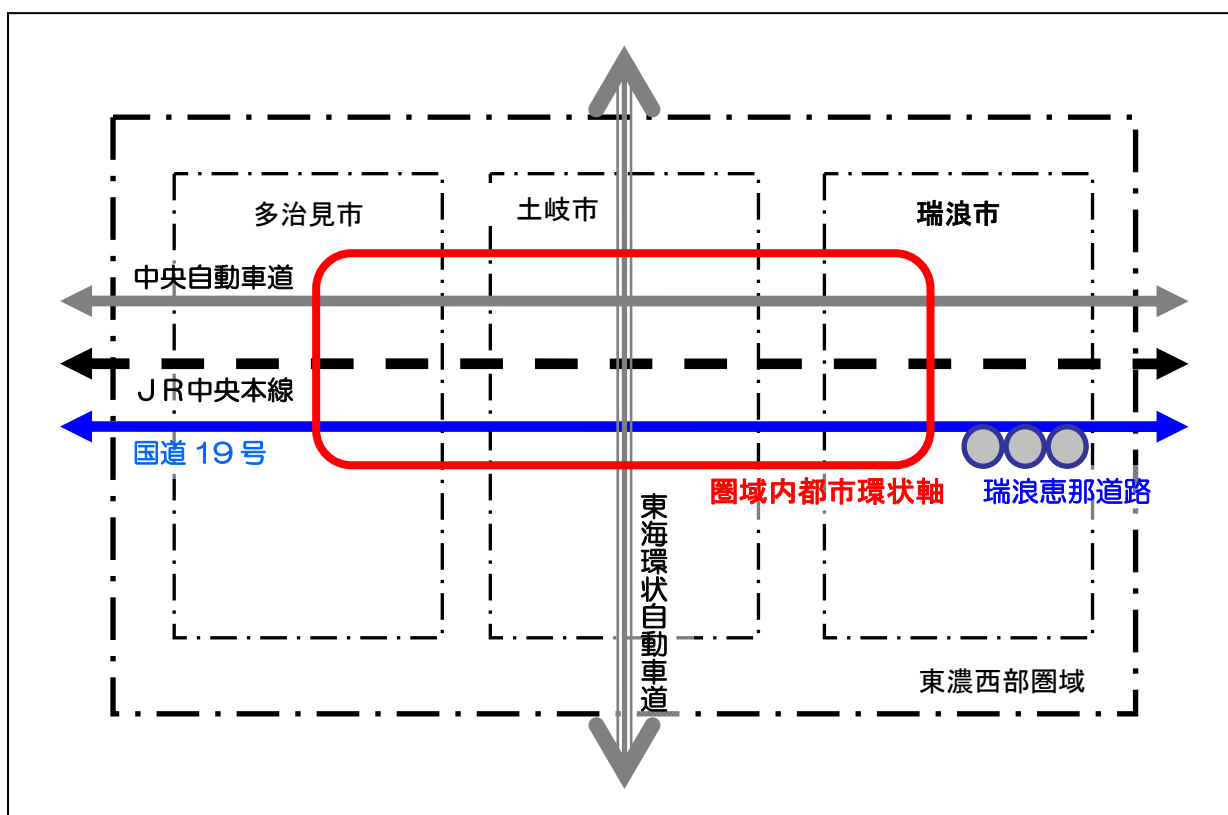
- ◆ 北部・東部地域…木曾川や鬼岩公園、竜吟峡をはじめとする自然や中山道を軸とする歴史的伝統文化が位置する「自然・歴史的伝統文化ゾーン」
- ◆ 中央地域…本市の文化・教育・産業といった都市機能が集積する中心地である「産業文化ゾーン」
- ◆ 南部地域…本市の地場産業の発祥の地であり、窯業の中心地区を形成している「地場産業ゾーン」

2. 軸の設定

(1) 広域軸

現在の本市と東濃地域の各都市間を結ぶ主要な広域的交通動線は、「国道19号」および国道19号の機能強化を図る「瑞浪恵那道路」のほか、「中央自動車道」、「JR中央本線」によるほぼ直線的な結びつきとなっています。そのため、都市間連絡についても線的なつながりであることから、圏域内の広域軸から離れた地域におけるポテンシャルが十分にいかされていません。

また、名古屋大都市圏を含む東海地方における高規格道路である東海環状自動車道が、隣接する土岐市内を縦断するルートで整備されており、この整備効果を波及させることが必要です。そのため、周辺市町との一体的な連携を図るために、圏域内の各都市間を面的につなぐ「圏域内都市環状軸：東濃西部都市間連絡道路、(仮称)月吉清水線、(仮称)北部環状線」を広域軸として位置づけます。



「JR中央本線」「中央自動車道」「国道19号」「瑞浪恵那道路」
 「圏域内都市環状軸」：東濃西部都市間連絡道路、(仮称)月吉清水線、(仮称)北部環状線

図 5.4 広域軸の設定イメージ

(2) 地域連携軸

本市においては、前述の広域軸のほか、現在の地域連携軸として、「(主) 恵那御嵩線」「(主) 多治見恵那線」「(主) 瑞浪上矢作線」「国道 363 号」を軸とした東西方向に強い地域構造となっています。南北方向には、「(一) 大西瑞浪線」「(主) 瑞浪大野瀬線」「国道 419 号」「(一) 飛騨木曾川公園線」が位置づけられるものの、地域連携としての機能は十分とはいえない状況にあります。そのため、本市における3つの地域内および地域間の連携強化を図るべく、これらの路線に「市道天徳本郷線」を加えた「南北都市軸」を位置づけ、市内の地域間交流の促進を目指します。

なお、本市の中心に位置する中央地域では、土岐川および国道 19 号に沿った低地部において本市の中枢機能を備えた市街地が带状に形成されていますが、インターガーデンや瑞浪クリエイション・パークといった新たな都市機能が配置されており、面的なひろがりをもつ市街地構造への転換が求められています。

そのため、「圏域内都市環状軸」との整合を図ることが重要であり、この都市環状軸へ有機的に連絡する「市道戸狩半原線」「(仮称) 瑞浪都市連絡線」「(仮称) 公園線南部延伸」を中央地域の地域内連携軸に位置づけます。さらに、中心市街地内においては、「(都) 公園線」を「シンボル軸」として「都市核」の骨格を形成する路線として位置づけます。

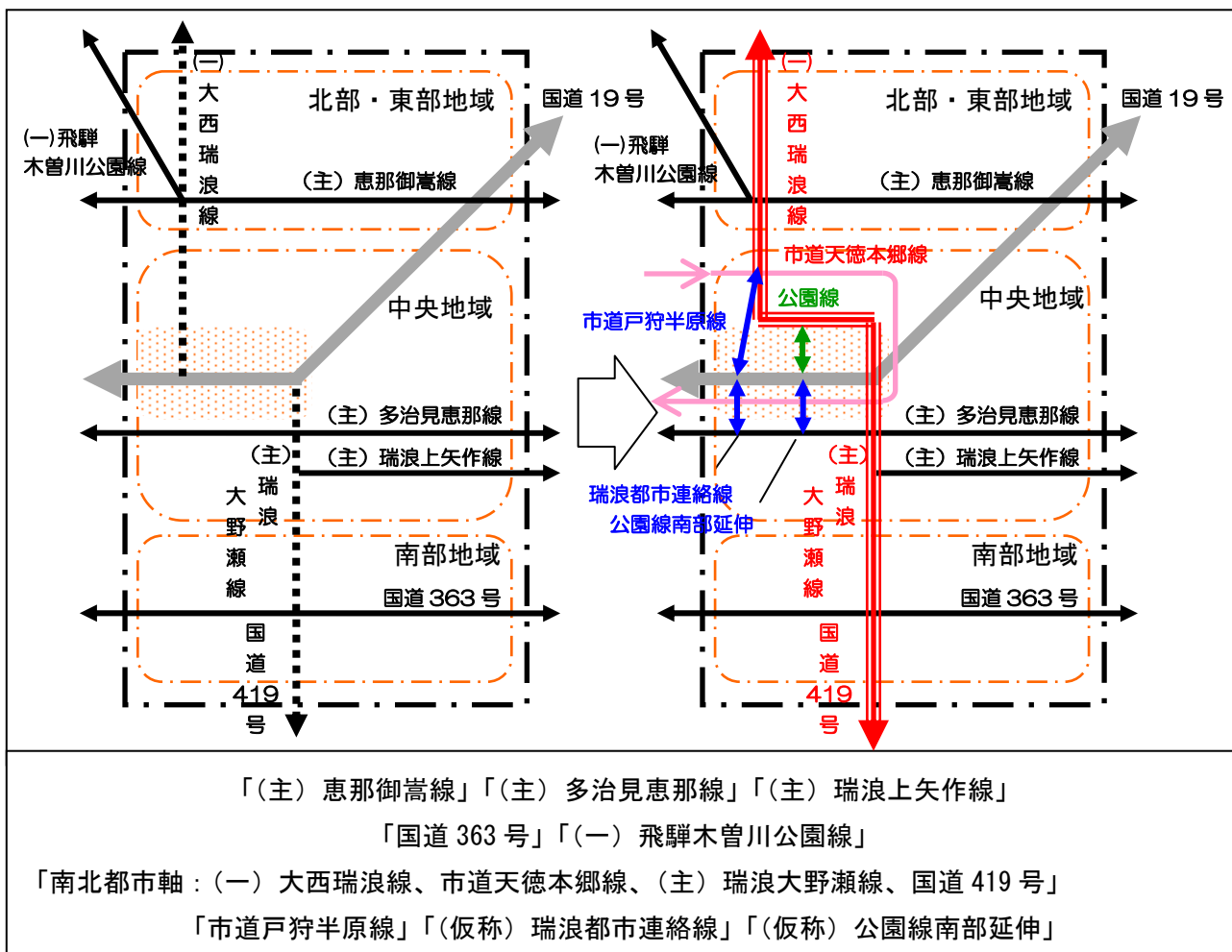


図 5.5 地域連携軸の再編イメージ (概ねの路線位置)

(3) 親水空間活用軸

豊かな自然の中で快適な生活環境やうるおいのある自然環境のある都市づくりのために、土岐川および小里川などにおける水辺地を住民憩いの場として活用する親水空間活用軸として位置づけます。

「土岐川」「小里川」

3. 拠点の配置

(1) 地域活性化拠点

「瑞浪地域」「土岐地域」「明世地域」により構成される市街地部においては、JR瑞浪駅周辺地区を、本市の商業・業務・情報・文化等の都市機能が集積する「都市核」として、地域活性化拠点に位置づけます。また、瑞浪インターチェンジと国道19号を連絡する（都）狭間線と国道19号の結節点付近を「ゲート核」として、沿道商業施設の集約化を図る地域活性化拠点に位置づけます。

その他、「日吉地域」「大湫地域」「釜戸地域」「稲津地域」「陶地域」においては、公共施設や日常的な商業施設などが集積している地区を「地域の発展核」として、地域の生活や様々なコミュニティ活動の中心となる地域の活性化拠点に位置づけます。

(2) 地域交流拠点

瑞浪インターチェンジ北側の「インターガーデン」地区を、市民公園を核とする地域の交流拠点として位置づけます。

また、土岐地区東北部における広域軸がクロスする地区において、その位置的ポテンシャルを活用した優良企業の誘致や国道19号沿道利用の誘導、土岐川周辺における憩いの場の確保などを図り、新たな地域の交流拠点として位置づけます。

(3) 新産業誘導拠点

高度技術産業が集積する生産開発の拠点として整備された「瑞浪クリエイション・パーク」地区を、新規産業の誘導を図る拠点として位置づけます。

(4) 研究開発拠点

瑞浪インターチェンジ北側の「インターガーデン」地区を、先端技術に関する先進的な研究開発機能の集積を図る拠点として位置づけます。

(5) 地場産業振興拠点

古くからの美濃焼の生産拠点である「陶地域」において、地場産業の活性化および焼き物のシンボル保存などによる地場産業振興を図る拠点として位置づけます。

(6) 観光中心拠点

飛騨木曾川国定公園である「鬼岩公園」や、「竜吟峡」においては、人々が自然とふれあい、あらゆる世代が集う交流拠点としての整備を図り、観光中心拠点として位置づけます。

(7) 歴史文化交流拠点

中山道の「細久手宿」「大湫宿」においては、歴史・文化的資源の保存や宿場町にふさわしい歴史性あふれる町並みの保全・再生により、あらゆる世代が集う歴史文化交流拠点として位置づけます。

(8) 自然ふれあい拠点

「屏風山周辺地域」「竜吟峡」においては、里山の自然の維持・森林の健全な育成を図り、森林の持つ保健休養機能を活用し、自然体験学習や人々の安らぎや癒しの場となる自然ふれあい拠点として位置づけます。

表 5.1 拠点の配置

拠 点	地 区
地域活性化拠点	「都市核」「ゲート核」：市街地部（瑞浪、土岐、明世） 「地域発展核」：周辺部（日吉、大湫、釜戸、稲津、陶）
地域交流拠点	「インターガーデン」「土岐地区東北部の広域軸がクロスする地区」
新産業誘導拠点	「瑞浪クリエイション・パーク」
研究開発拠点	「インターガーデン」
地場産業振興拠点	「陶地域における美濃焼生産エリア」
観光中心拠点	「鬼岩公園」「竜吟峡」
歴史文化交流拠点	「細久手宿」「大湫宿」
自然ふれあい拠点	「屏風山周辺地域」「竜吟峡」

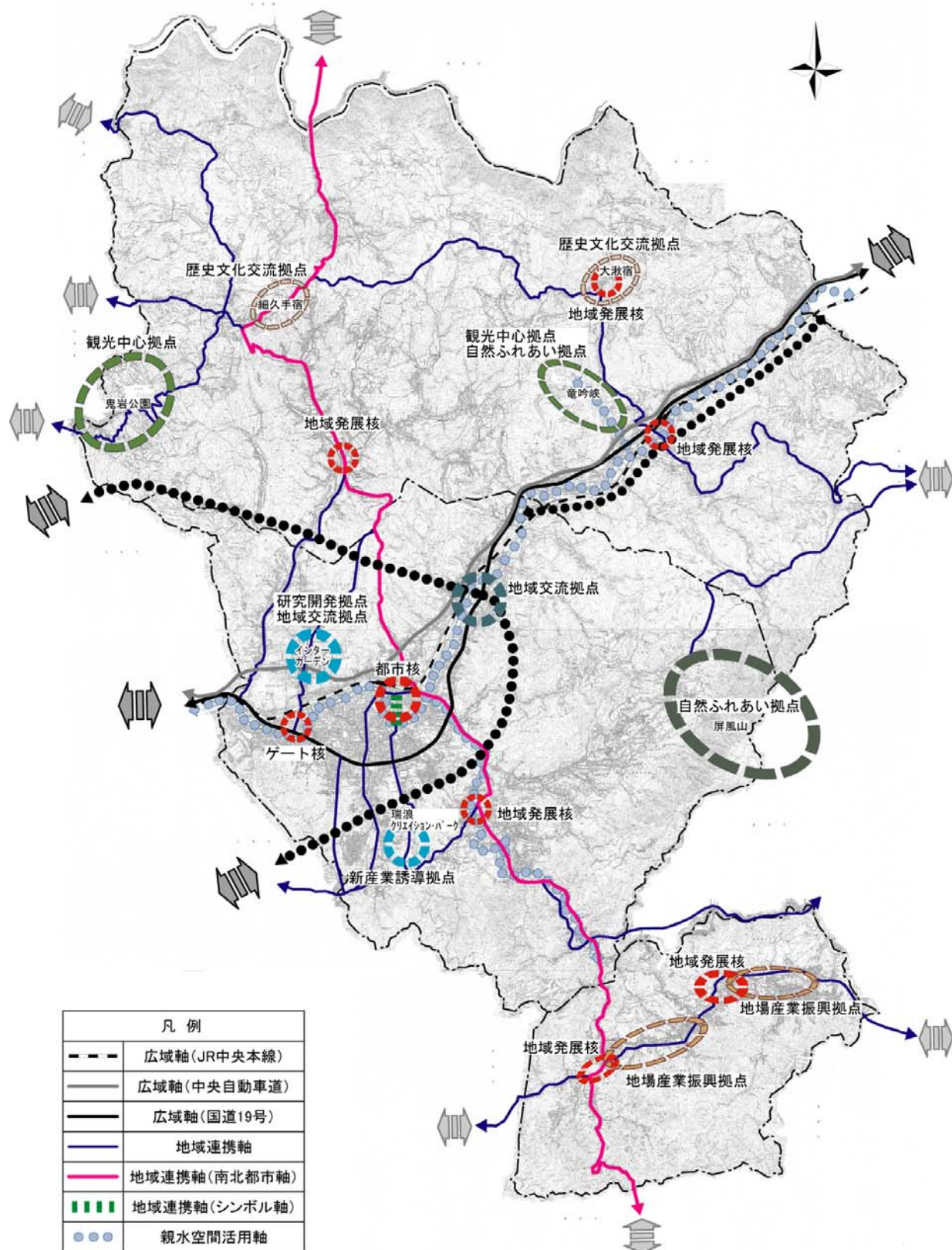


図 5.6 軸・都市拠点配置

4. 土地利用ゾーンの骨格

土地利用ゾーンについては、前述における役割に応じて位置づけられる多様な拠点と、それらを有機的に結ぶ軸により構成される空間について、地域特性や立地環境にあわせて設定します。

なお、市街地の拡大については、「第3章 人口・土地利用フレーム」より、基本的に現行の用途地域内において対応します。

(1) 「住居系市街地ゾーン」

住居系用途地域に指定されているエリアを中心に、土岐川と国道19号に挟まれた一部の準工業地域を住居系市街地として位置づけます。

(2) 「商業系市街地ゾーン」

「都市核」であるJR瑞浪駅周辺地区を、魅力ある中心商業地として位置づけ、商店街の近代化を図ります。また、国道19号の沿道においては、既存の大規模商業施設を中心としたロードサイド型の沿道サービス施設の立地を促進し、商業の活性化を図ります。

(3) 「工業系市街地ゾーン」

市街地西部の既存の大規模工場が立地する地区のほか、一部の準工業地域を除いた工業系用途地域に指定されているエリアを生産環境の向上を図る工業系ゾーンとして位置づけます。また、瑞浪クリエイション・パークについても、周辺環境に配慮した工業系ゾーンとして位置づけ、既存工業地などとの連携強化を図り、利便性の高い良質な工業地の整備を図ります。

(4) 「集落・農業ゾーン」

集落および農業を中心とするゾーンは、居住環境の改善を図るとともに、農業環境の整備を推進し、農・住の共存を図るゾーンとします。なお、地域活性化拠点として位置づけられた地区においては、集落環境に配慮した生活利便施設の立地を図ります。

市域においては、谷あいに整備された優良農地が多く、自然環境・景観を保全する機能を有しており、田園景観の維持・保全を図ります。さらに、生産基盤の整備を促進し、米作を中心として、都市近郊の立地優位性をいかした花き園芸、野菜、果樹栽培などによる農業の振興を図ります。

(5) 「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」

瑞浪市民公園をはじめ、中山道、鬼岩公園、竜吟峡、屏風山周辺などにおいては、周辺の自然環境と調和した自然活用型の観光・レクリエーション地区としての整備を図ります。また、市域に多く点在するゴルフ場についても、スポーツ・レクリエーション地区として位置づけ、現状の維持・保全に努めるものとします。

(6) 「自然環境保全ゾーン」

飛騨木曾川国定公園に指定されている広大な森林地域をはじめ、多くの保安林を含めた山地および丘陵地の保全を図ります。また、木曾川・土岐川などの河川についても、緑の空間として自然環境の保全を前提とした親水化を図ります。

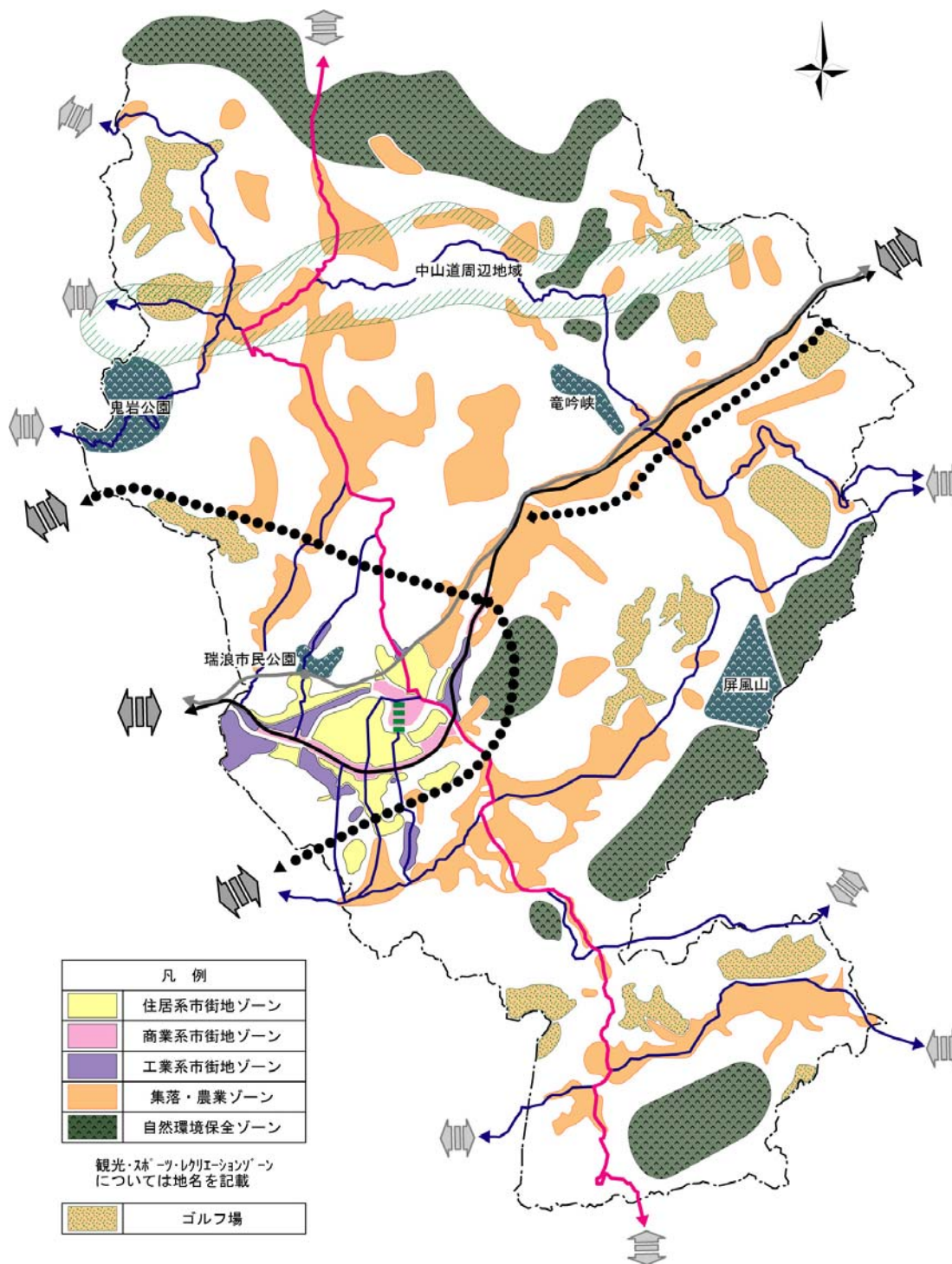


図 5.7 土地利用ゾーンの骨格

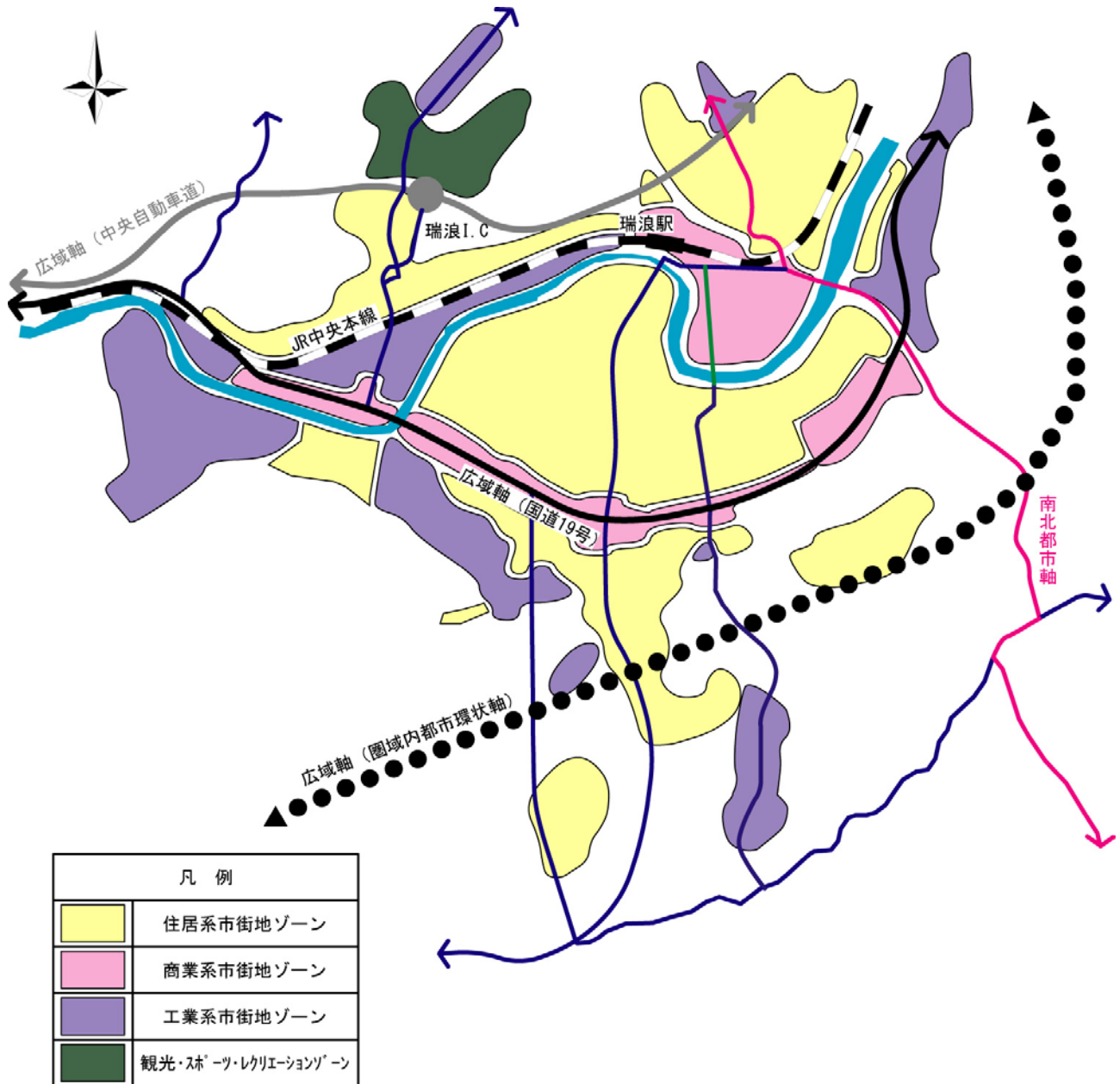


図 5.8 土地利用ゾーンの骨格（市街地部）

5. 交通体系の骨格

本市における交通体系の骨格としては、「5-2-2 軸の設定」で位置づけた「広域軸」「地域連携軸」を基本として、交通処理機能の観点から「広域骨格軸」「都市骨格軸」「市街地骨格軸」「鉄道軸」による骨格交通軸を形成します。

(1) 広域骨格軸

広域的な交通処理機能を担う主要幹線道路として、広域骨格軸を以下のとおり位置づけます。

表 5.2 広域骨格軸

路 線	役 割
中央自動車道	東名・名神高速道路に連絡する国土幹線道路であり、本市には瑞浪インターチェンジが設置されています。また、東海環状自動車道が整備され、隣接する土岐市において連絡しています。
国道 19 号	本市の主要な東西軸であるとともに、岐阜県南部の東西軸となる広域的な幹線道路。
瑞浪恵那道路	国道 19 号の機能強化を図る路線であり、土岐地域～恵那市までの区間で計画中。
東濃西部都市間連絡道路 (仮称) 北部環状線 (仮称) 月吉清水線	東濃研究学園都市構想を支援し、本市の中央エリアにおける東西軸を強化する計画・構想道路。

(2) 都市骨格軸

都市骨格軸は、本市の骨格を形成し、主として都市内交通を処理する機能を担う幹線道路として、以下のとおり位置づけます。なお、南北都市軸をはじめとする「地域連携軸」に一般県道を加えるほか、交通の歴史資源である中山道を「環境交通軸」として都市骨格軸に位置づけます。

表 5.3 都市骨格軸

区 分	路 線
南北都市軸	(一) 大西瑞浪線、(主) 瑞浪大野瀬線、市道天徳本郷線、国道 419 号
北部・東部エリア	(主) 恵那御嵩線、(一) 大西瑞浪線、(一) 大湫恵那線、(一) 飛騨木曾川公園線、(一) 日吉釜戸線、(一) 武並土岐多治見線
中央エリア	(主) 瑞浪大野瀬線、(主) 多治見恵那線、(一) 大西瑞浪線、(一) 上山田寺河戸線、(都) 公園線、(仮称) 瑞浪都市連絡線、(仮称) 公園線南部延伸、市道戸狩半原線、(主) 瑞浪インター線、
南部エリア	国道 363 号、国道 419 号、(主) 瑞浪上矢作線
環境交通軸	中山道

(3) 市街地骨格軸

市街地部において骨格を形成する道路として、都市計画道路（幹線街路）を中心に位置づけます。

(4) 鉄道軸

鉄道軸としては、名古屋や信州方面との主要な公共交通軸となる JR 中央本線を位置づけます。

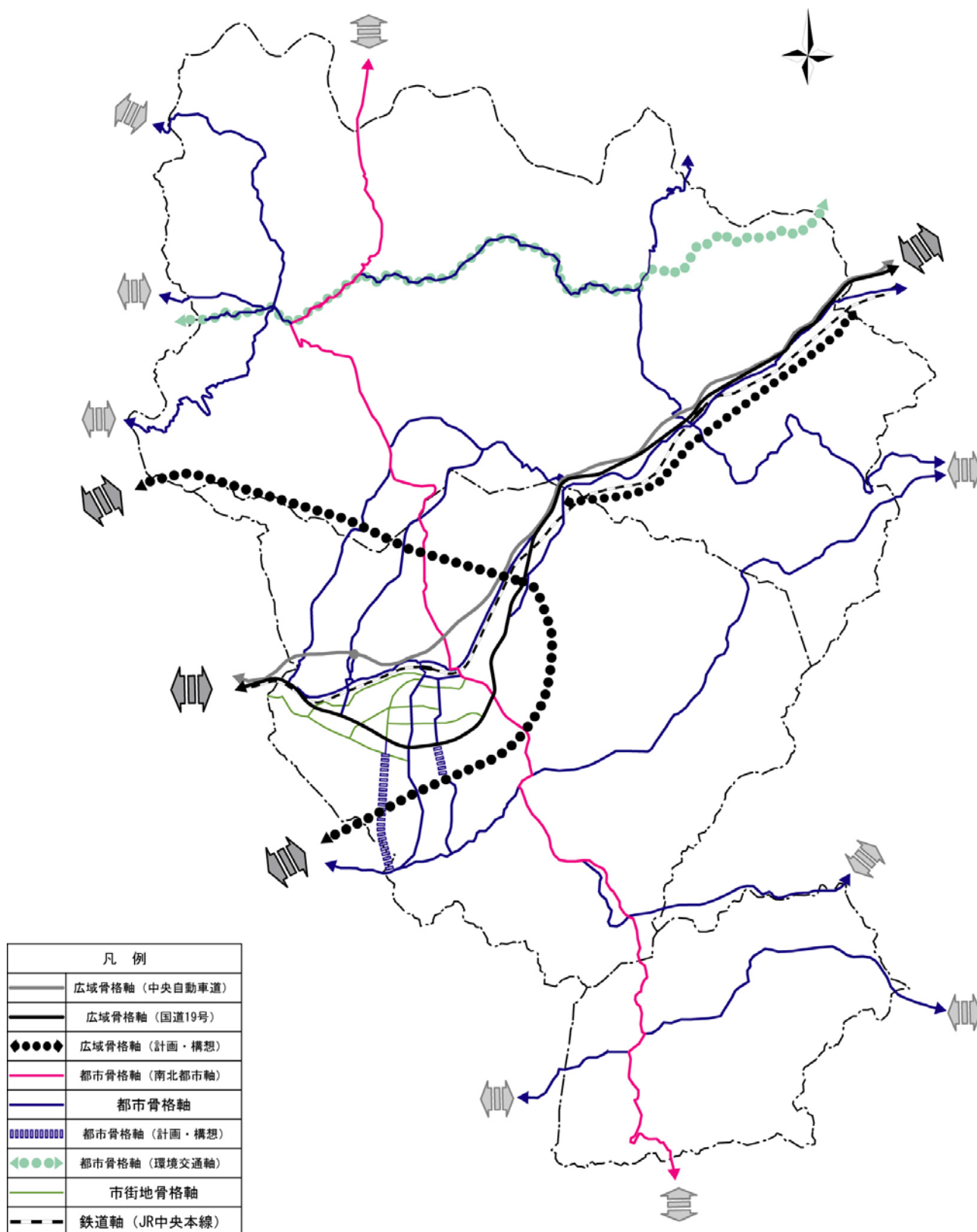


図 5.9 交通体系の骨格

6. 環境・景観対策の骨格

(1) シンボル軸の環境整備

本市における市街地の中心軸となる「シンボル軸：(都)公園線」は、主要な公共公益施設および商業業務施設の集積地区の骨格となる道路であり、シンボルロード化による人にやさしい街並みの景観向上に配慮しながら、道路空間が持つ様々な機能の活用を図ります。

(2) 南北都市軸の景観整備

市域を南北に縦貫する「南北都市軸：(一)大西瑞浪線、市道天徳本郷線、(主)瑞浪大野瀬線、国道419号」は、本市の骨格を形成するとともに市域内外から本市中心部へのアクセス道路となります。

また、地域活性化拠点をはじめ、地場産業振興拠点や観光中心拠点など市域内における都市拠点へのアクセス道路でもあるため、道路沿道特性にあわせた快適な環境および美しい景観の実現を図ります。

(3) 圏域内都市環状軸

東濃西部圏域の各都市間を面的につなぐとともに、本市においても新産業拠点や研究開発拠点などを連絡する「圏域内都市環状軸：東濃西部都市間連絡道路、(仮称)月吉清水線、(仮称)北部環状線」は、自動車交通を主体とした道路となりますが、自然環境の良好な地区を通過する道路であり、周辺環境との調和を図り、法面の緑化や緑化ブロックなどによる緑豊かな道路環境の形成を図ります。

(4) 自然環境の保全

① 国定公園の保全

鬼岩公園および木曾川沿いは、「飛騨木曾川国定公園」に指定されており、指定地域内の風致を維持するため、建築物、工作物、排水、広告等について規制されており、自然環境の保全に努めるものとします。

② 河川の保全・活用

その他の河川についても、河川保全区域が指定されており、沿川の保全を図る必要があります。特に、市街地を流れる土岐川における親水空間としての活用にあたっては、河川緑地の保全を図りつつ整備します。

③ 山地・丘陵の保全

高根山をはじめとする市域内の丘陵地は、良好な自然環境が残されており、その保全に努めます。また、その他の自然地についても、土地利用規制に加えて保全方策を検討していくものとします。

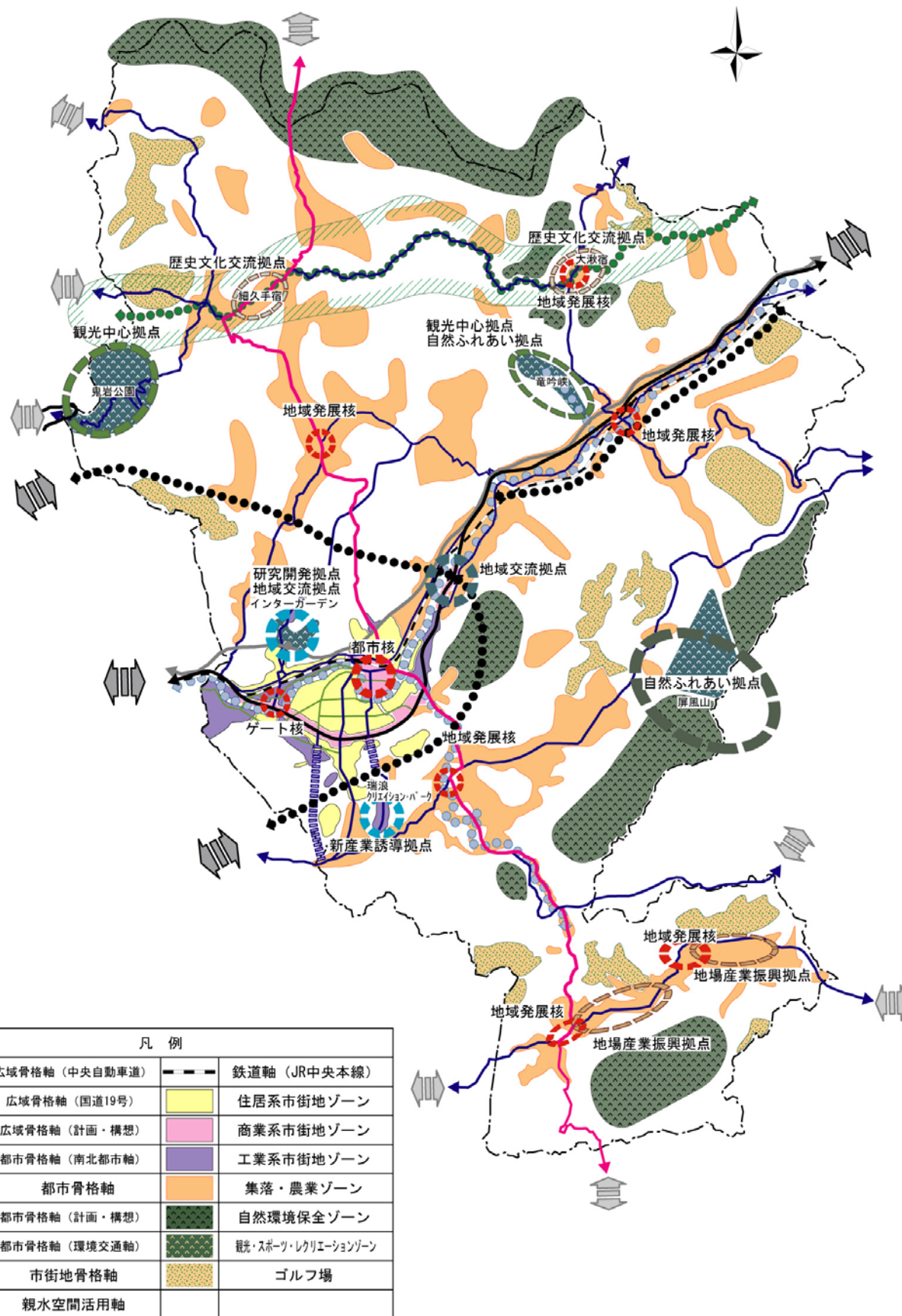


図 5.10 将来都市構造図

5-3 分野別まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の区分

本市における将来のまちづくりにあたっての望ましい土地利用のあり方を、総合計画の土地利用構想や前述した将来都市構造の「土地利用ゾーンの骨格」の考え方との整合を図りつつ、整備、開発または保全の観点から明らかにするため、土地利用の区分を以下のように設定します。

表 5.4 土地利用区分

区 分		土地利用イメージ	
都市的 土地利用 ↑ ↓ 自然的 土地利用	住宅地	低層住宅地	低層住宅を中心に誘導する地区
		中低層住宅地	中層住宅を中心に誘導するが低層住宅も混在する地区
		一般住宅地	中高層住宅を含め住宅が中心であるが、その他の施設の立地もある程度許容する地区
	商業地	中心商業地	商業・業務施設を中心に誘導する地区
		近隣商業地	日常的な商業機能を中心に誘導する地区
	工業地		工業施設や流通業務施設等を中心に誘導する地区
	沿道利用地区		幹線道路沿いにおいて沿道サービス施設の立地を図る地区
集落・農業地区		既成市街地以外の集落地域や、農業の振興と農地の保全を図る地区	
自然的 土地利用	レクリエーション地区	野外活動や自然を活用した交流施設などのレクリエーションとしての利用を図る地区	
	丘陵・森林地区	丘陵、森林の保全と育成を図る地区	

※「住宅地・商業地・工業地」は、既成市街地および市街地整備を促進する地域に位置づけられます

(2) 市街地における土地利用の方針

市街地については、前述の土地利用区分のうち、用途地域指定がなされている住宅地、商業地、工業地のほか、計画的な土地利用の展開を図る地域となります。

J R瑞浪駅を中心として商業・業務系の土地利用、その周辺に住居系の土地利用、西南部および東濃研究学園都市構想により展開される工業系の土地利用を配置します。また、国道19号の沿道においては、近隣商業地を主とした沿道サービス型の土地利用を配置します。

①住宅地

【低層住宅地】

J R瑞浪駅の北東に位置する一日市場地区周辺、土岐地区のほか、国道19号以南の明賀台団地および学園台などの住宅団地などを低層住宅地と位置づけます。

低層住宅地においては、戸建てを中心とした住宅地とし、ゆとりと潤いのある住環境を創出するため、地区計画や建築協定などにより、統一感のある街並みづくりや良好な居住環境の形成を図るとともに、土地利用混在の防止に努めます。

【中低層住宅地】

J R瑞浪駅北側の商業地に隣接する地区、土岐川を挟んで近接する中京高校周辺、瑞浪中央地区土地区画整理事業により基盤整備された（都）寺河戸山田線の周辺および山田町の住宅団地などを中低層住宅地と位置づけます。

中低層住宅地においては、アパートやマンション及び市営住宅などを計画的に配置し、快適で利便性の高い居住空間の整備を図ります。

【一般住宅地】

低層・中層住宅の立地を主としますが、その他の施設の立地もある程度許容する地区を一般住宅地として位置づけます。

一般住宅地においては、土地利用の混在による生活環境への影響に配慮するとともに、未利用地における計画的な土地利用を図り、安心・快適な都市型の居住空間を形成します。なお、基盤整備のおこなわれた明世地区については、準工業地域として用途地域指定されていますが、現況土地利用や市街化進展の状況を踏まえ、将来的には一般住宅地への転換を図ります。また、西小田地区をはじめとするその他の準工業地域においても、地場産業である窯業・土石製品業が営まれており、住工混在地区となっていますが、今後も地場産業の維持・保全を図りつつ、良好な市街地環境の形成を図ります。

②商業地

【中心商業地】

J R瑞浪駅周辺における既存の商業・業務機能が集積する「都市核」を中心商業地とします。

郊外型の大規模店舗やロードサイド型の商業集積に伴い、中心商業地としての活力が低下してきていることから、魅力ある商業環境の形成を図ります。なお、「生活・文化・交流」の拠点として多様な都市的魅力のある市街地の整備を進めつつ、商業・サービス、業務機能のみならず交通ターミナル機能や情報基盤および交流機能の充実など、様々な都市機能の集積と向上を図り、周辺の土岐川および、市役所など公共施設が集積する地区と一体となったまちづくりを展開します。

【近隣商業地】

国道 19 号の沿道におけるゲート核（(都) 狭間線との交差部周辺）、(都) 寺河戸山田線との交差部周辺、および(都) 公園線との交差部周辺、下益見地区を中心として近隣商業地を位置づけます。

近隣商業地においては、広域軸である国道 19 号における交通機能および背後地の居住環境に配慮したアプローチ道路や駐車場の配置を図ります。

③工業地

市街地南西部の大規模工業地区を中心に、(都) 和合山田線沿道の工業地区、瑞浪クリエイション・パークなどにおける既存工業地を位置づけます。インターガーデンについては、工業系の用途地域指定はされていないため、先端技術に関する先進的な研究開発機関の充実を目指した計画的な開発を図りつつ、自然環境との調和に努めます。

工業地においては、産業活動の場としての機能面の整備を図るとともに、工場緑化などにより、潤いのある地域景観の形成を図ります。

④沿道利用地区

国道 19 号沿道については、近隣商業地に位置づける地区を除き、商業・サービス系施設・工業等の混在立地する沿道利用地と位置づけ、背後の住宅地環境に配慮し、主要幹線道路の沿道利用を促進します。

なお、用途地域外の国道 19 号沿道においては、「瑞浪恵那道路」の整備に伴う沿道利用のポテンシャルが高まることが想定されますが、基本的には集落・農業ゾーンにおける居住環境・農業環境に配慮した秩序ある土地利用を図るものとします。

その他、(都) 寺河戸山田線などの沿道利用が進んでいる市街地内の幹線道路沿道においても、周辺環境と調和した沿道サービス施設の立地や美しい沿道景観の形成を図るなど、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

(3) 市街地外における土地利用の方針

本市の大部分を占める市街地外の土地利用については、国土利用計画および総合計画を踏まえ、以下に示す考え方により計画します。

①集落・農業地区

土岐川、小里川、日吉川等の主要河川沿いや丘陵地に点在する集落・農業地区は、生活基盤の整備による居住環境および地域活力の維持・保全を図るとともに、営農環境の自然と調和した良好な集落・農業環境の形成を図ります。

【集落地】

本市における集落地においては、自然と調和する快適な生活環境や地域内外の多様な交流の推進を図るため、住民と共に取り組む決め細やかな地域づくりの計画に基づき、道路や公園、下水道等の生活関連施設など、居住環境の整備を図ります。

また、地域の中心となるコミュニティ施設の整備・充実や利便施設の誘導を図り、地区の拠点制を高めることにより、コミュニティ機能の向上や生活文化の振興、地域内外の幅広い人々の多様な交流を推進し、地域に根ざした新しい生活文化の創造や活力ある地域づくりを進めます。

【農業地】

本市において、主要河川沿いや丘陵地に点在する農業地については、基盤整備がおこなわれ、集落と一体となった環境を形成し、貴重な緑地空間や都市近郊農地などといった様々な公益的な機能を有していることから、基本的には保全を図ることとします。なお、地域の振興を図るための必要な整備・開発にあたっては、地域住民とともに秩序ある土地利用を図るものとします。

②レクリエーション地区

市域に点在する観光中心拠点（鬼岩公園、竜吟峡）、歴史文化交流拠点（中山道）、自然ふれあい拠点（屏風山周辺、竜吟峡）などにおいては、豊かな水と緑が織り成す美しい自然を活用したレクリエーション地区として位置づけ、自然との交流の場として自然環境を保全・整備しつつ、積極的な活用を図ります。

また、市域に多く点在するゴルフ場についても、自然環境の保全を図りつつ、本市の観光・レクリエーション拠点および観光ネットワークを形成します。

③丘陵・森林地区

市域北部の「飛騨木曾川国定公園」に指定された森林地域をはじめ、多くの保安林および特別緑地保全地区などを丘陵・森林地区と位置づけ、森林の適正な育成、管理を図り、自然環境の改変を伴う土地利用転換の抑制を図ります。

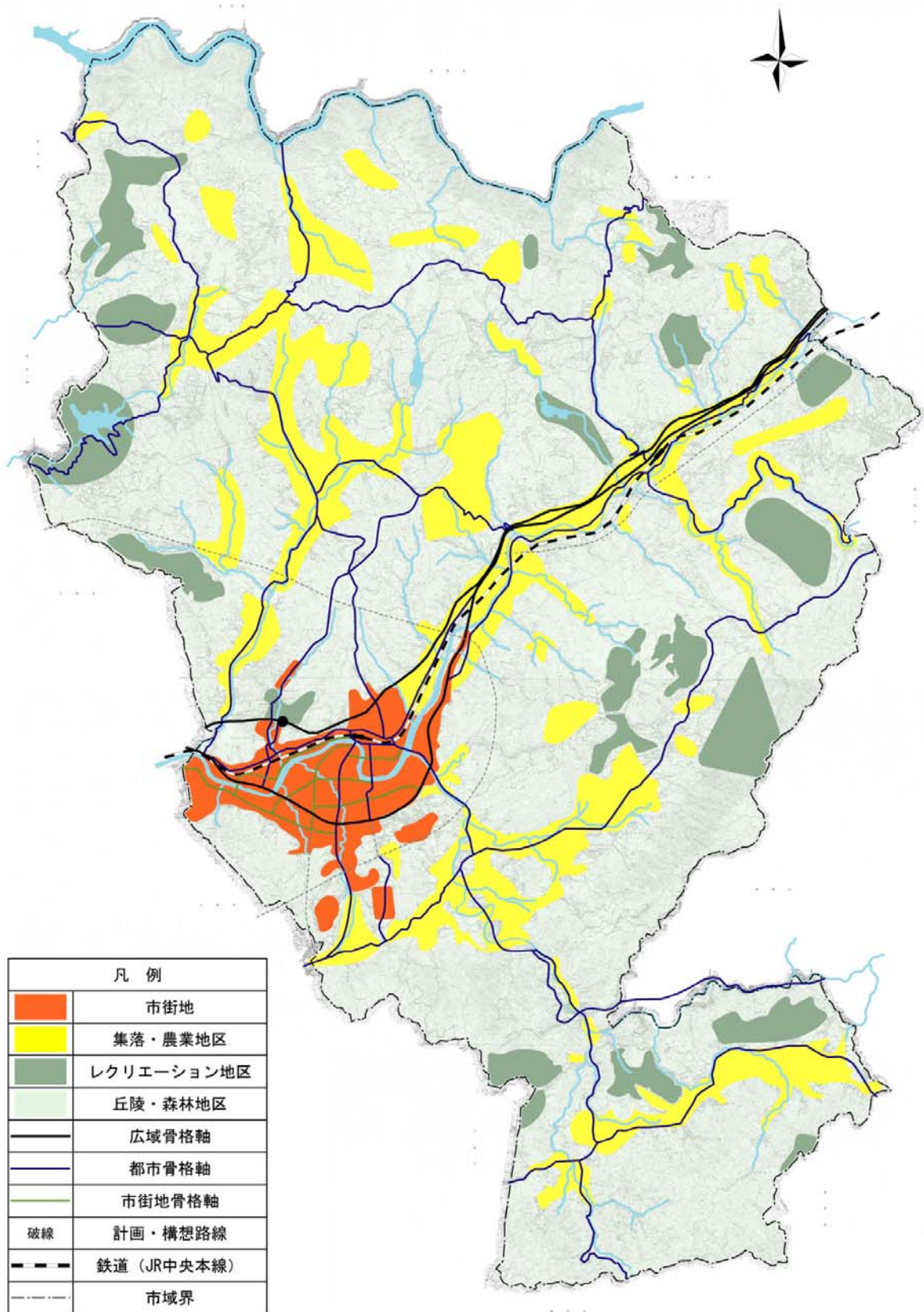


図 5.11 土地利用区分図（市全域）

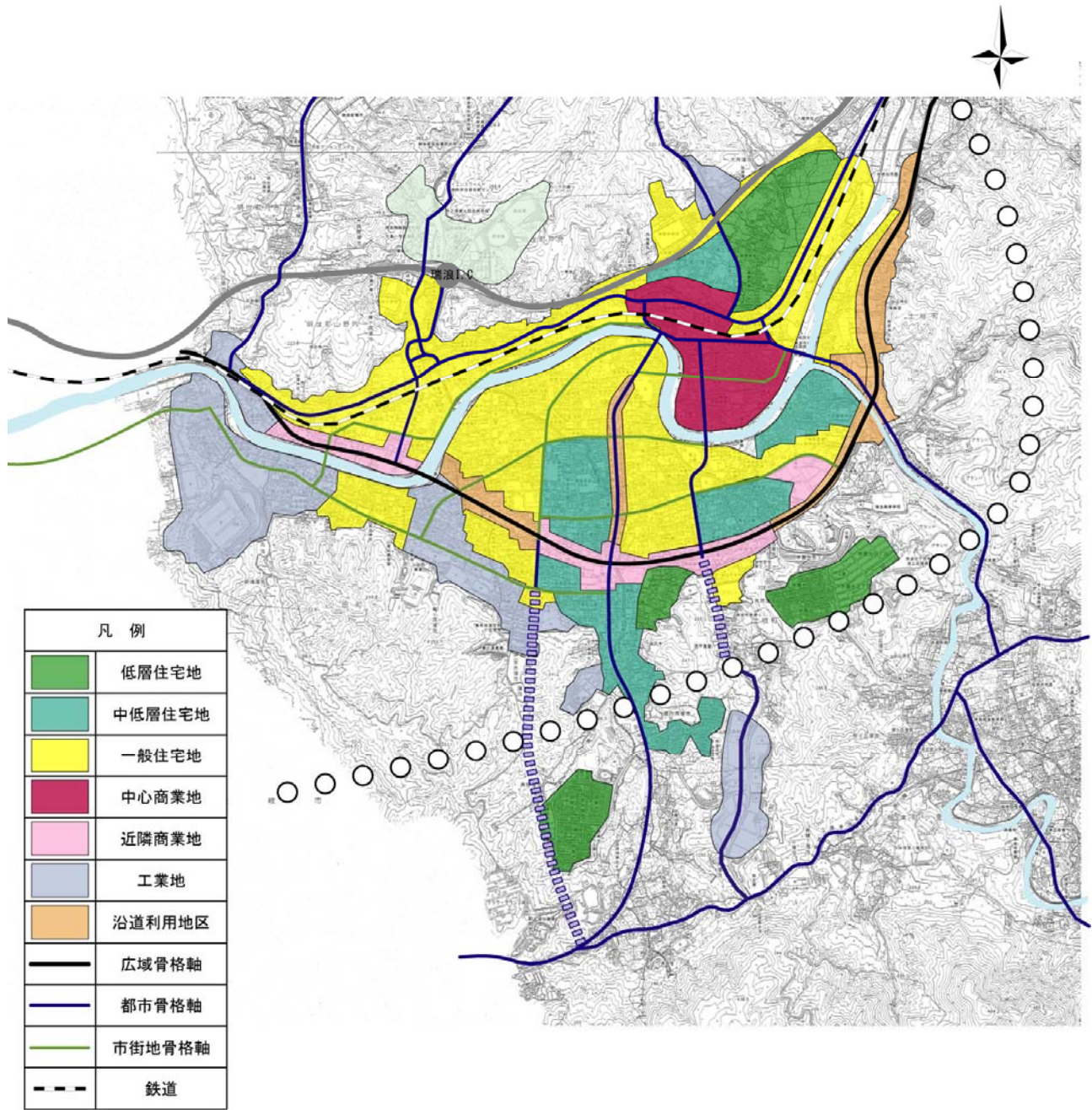


图 5.12 土地利用区分图（市街地部）

2. 道路・交通施設の整備方針

(1) 将来道路網形成の基本的な考え方

本市の将来道路網形成は、「瑞浪市道路網計画（平成14年）」における道路動線強化の基本方針を踏まえ、以下のように設定します。

- ① 東西方向機能および流出入機能を強化する道路網の整備
- ② 東濃研究学園都市構想を支援する道路網の整備
- ③ 中心市街地の活性化および周辺地区との連絡強化のための道路整備
- ④ 周辺部集落の生活支援と災害時の避難路の確保
- ⑤ 歩行者・自転車の走行空間の快適性、安全性の確保
- ⑥ 国際化、余暇化等にも配慮した道路整備・案内の充実
- ⑦ 自然生態系の保全、環境と調和した道路網の整備

(2) 道路の整備方針

本市においては、都市計画道路の整備が完了していることから、今後は、圏域ネットワークの強化と交通網の充実を図るため、瑞浪恵那道路や東濃西部都市間連絡道路など、幹線道路の整備を促進するとともに、市内の幹線道路及び補助幹線道路の整備推進を図ります。また、生活道路については、費用対効果を考慮して、地域のニーズに沿った整備を計画的に進めていきます。なお、整備された道路については、地域との協働を図り、適切な維持管理に努めます。

表 5.5 道路の整備方針（種別）

種 別	機 能
主要幹線道路	都市間交通、通過交通等を大量に処理する高規格の幹線道路。 「5-2-6 交通体系の骨格」において、「広域骨格軸」に位置づけられた路線とします。
幹線道路	主要幹線および主要交通発生源を連絡し、都市全体に網状に配置され、都市の骨格を形成する道路。近隣住区（地区）の外殻を形成することが多い道路。「5-2-6 交通体系の骨格」において、「都市骨格軸」に位置づけられた路線のほか、一部「市街地骨格軸」の路線を含みます。
補助幹線道路	近隣住区と幹線道路を結ぶ集散道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を持つ道路。幹線道路に位置づけられない「市街地骨格軸」のほか、都市計画道路などの路線とします。
生活支援道路	沿道宅地に直接接して設置され、住民の生活を支援するための道路。

(3) 鉄道

本市においては、JR中央本線が市域を横断しており、瑞浪駅、釜戸駅の2駅が設置されています。鉄道は、通勤・通学をはじめとする市民生活を支える大量輸送の交通機関であり、輸送力の強化や快適性・利便性の向上を関係機関に働きかけていきます。

また、リニア中央新幹線については、早期実現と東濃地域への停車駅誘致など、関係機関や団体などと連携する取り組みを進めます。

(4) バス

バスについては、本市における中心部と周辺部を連絡する重要な公共交通移動手段であり、地域の生活環境の観点からも存続のための財政措置を継続するとともに、コミュニティバスについては広報啓発活動等を行い利用者の増加を図ります。

また、地域とともに利用を促進するために、ニーズのある路線やダイヤ改正などについて、関係機関に働きかけ、利用者の利便性の向上を図ります。

(5) その他の交通施設

①駅前広場

本市の駅前広場の整備は完了しており、今後は市の玄関口・地域の拠点として、交通結節機能だけでなく、人々の交流拠点として、集い・語らうことの出来るよう適正な維持管理を図ります。

②駐車場・駐輪場

駐車場や駐輪場の整備については、公共公益施設や商業施設などにおいて、需要にあわせた整備・指導を図り、快適で安全な道路環境の維持に努めます。

3. 公園・緑地の整備方針

(1) 基本的な考え方

公園・緑地は、都市の中のオープンスペースとして居住者の快適な生活の向上を図るものであり、さらには災害時の避難地として重要な役割を果たすなど多面的な機能を持ちます。そのため、余暇時間の増大や高齢社会などの市民ニーズに対応するとともに、「安心・快適で個性豊かな都市環境の創造」を図るため、地域の個性を活かした特徴のある公園の計画的な整備を進めます。

また、公園・緑地のみならず豊富な自然環境を活用したネットワーク化により、地域特性を活かした特色ある施設整備や緑化推進を図り、快適な都市環境の創造を目指します。なお、地区レベルの公園・緑地の整備にあたっては、計画段階から積極的な住民参加を図り、地区特性やニーズにあわせた施設整備や施設管理についても住民の協力が得られるように努めます。

(2) 公園・緑地の整備方針

本市における都市計画決定された公園・緑地は36.4haであり、全て整備済みとなっています。また「竜吟峡特別緑地保全地区」として、約40haが指定されています。

しかしながら、市街地においては街区レベル公園の充実を図る必要があり、道路整備などに伴う残地などを有効に活用して、広場やポケットパークなどきめ細やかな施設整備を進める必要があります。また、周辺部においても、土岐川における水辺の楽校など自然環境を活かした公園をはじめ、地域のコミュニティ機能の向上や文化、学習などの機能を有する有効に利用できる公園・緑地の整備を図ります。

なお、親水軸に位置づけられている市内を流れる土岐川や小里川などにおいては、親水空間と一体となった水と緑のネットワークの形成を図ります。

そのほか、「竜吟峡特別緑地保全地区」については、地域内の風土を維持し、自然環境の保全に努めていきます。

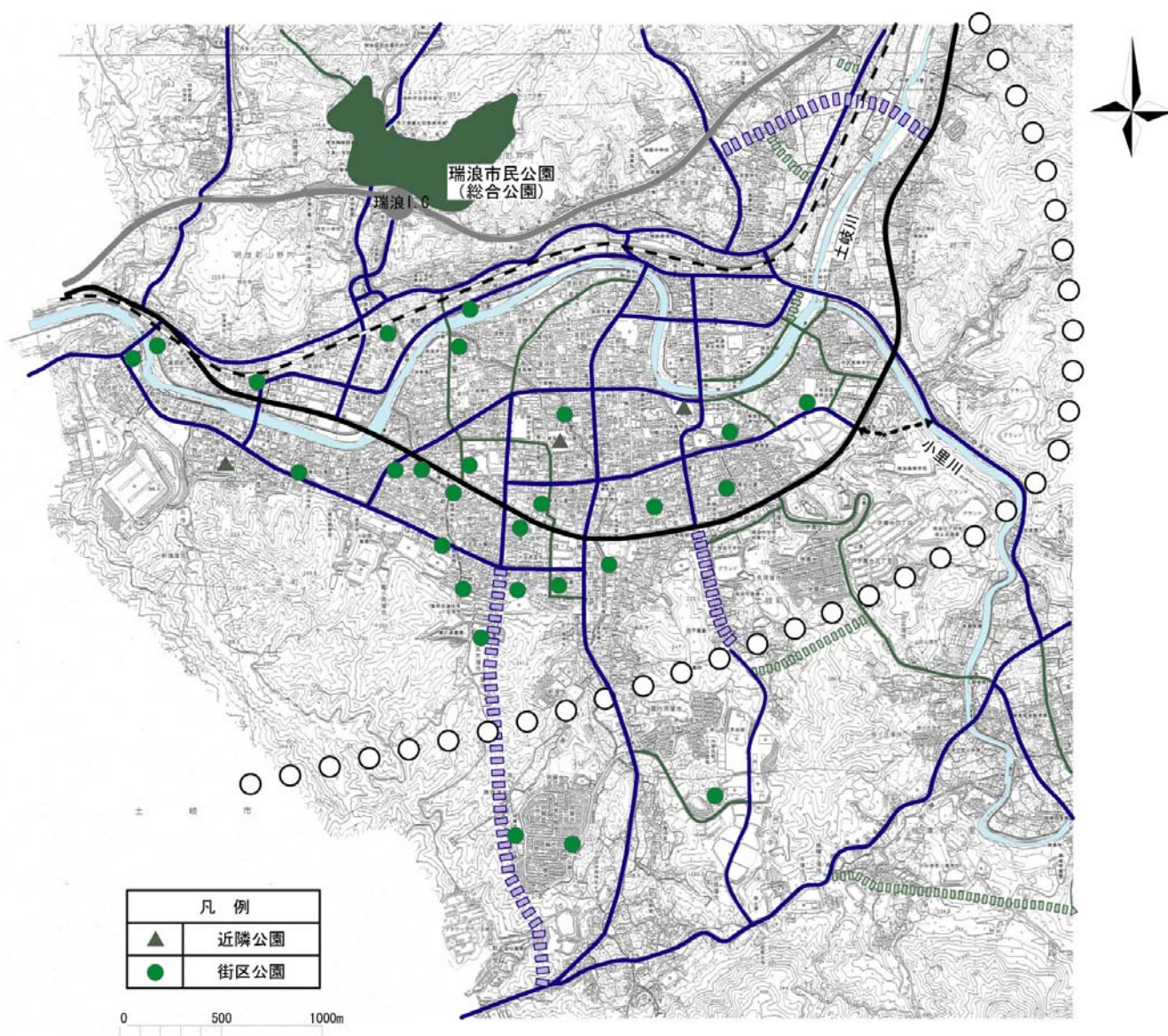


図 5.13 公園・緑地の整備方針

4. 河川及び上下水道の整備方針

(1) 河川

本市には、一級河川が12河川あり、その内訳は木曾川水系2河川、庄内川水系10河川です。河川の整備は、治水事業としての安全性確保に加え、親水空間としての整備・活用が求められており、土岐川、万尺川、狭間川沿いについては親水空間化に努めるものとします。

特に、土岐川は本市の都市骨格を形成する河川であり、緑道化とあわせ河畔に新たなポケットパークを整備するなど、本市の個性を演出する空間として位置づけ、環境整備を促進します。

また、治水安全度を高め、地域の生命・財産を守るため、土岐川・日吉川の河川改修を促進します。

(2) 上下水道

①上水道

未給水地域解消事業を推進するとともに、災害に強い水道施設整備を推進するため、老朽化した配水池および管路等の改築更新や耐震化を計画的に実施し、市民生活に欠かせない水の安定供給に努めます。

②下水道

本市における市街地内の公共下水道事業はほぼ終了しています。集落地においては、稲津地区および釜戸地区における公共下水道事業を推進するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業による効率的、かつ効果的な手法を選択することにより、生活環境の整備と公共水域の水質保全に努めます。

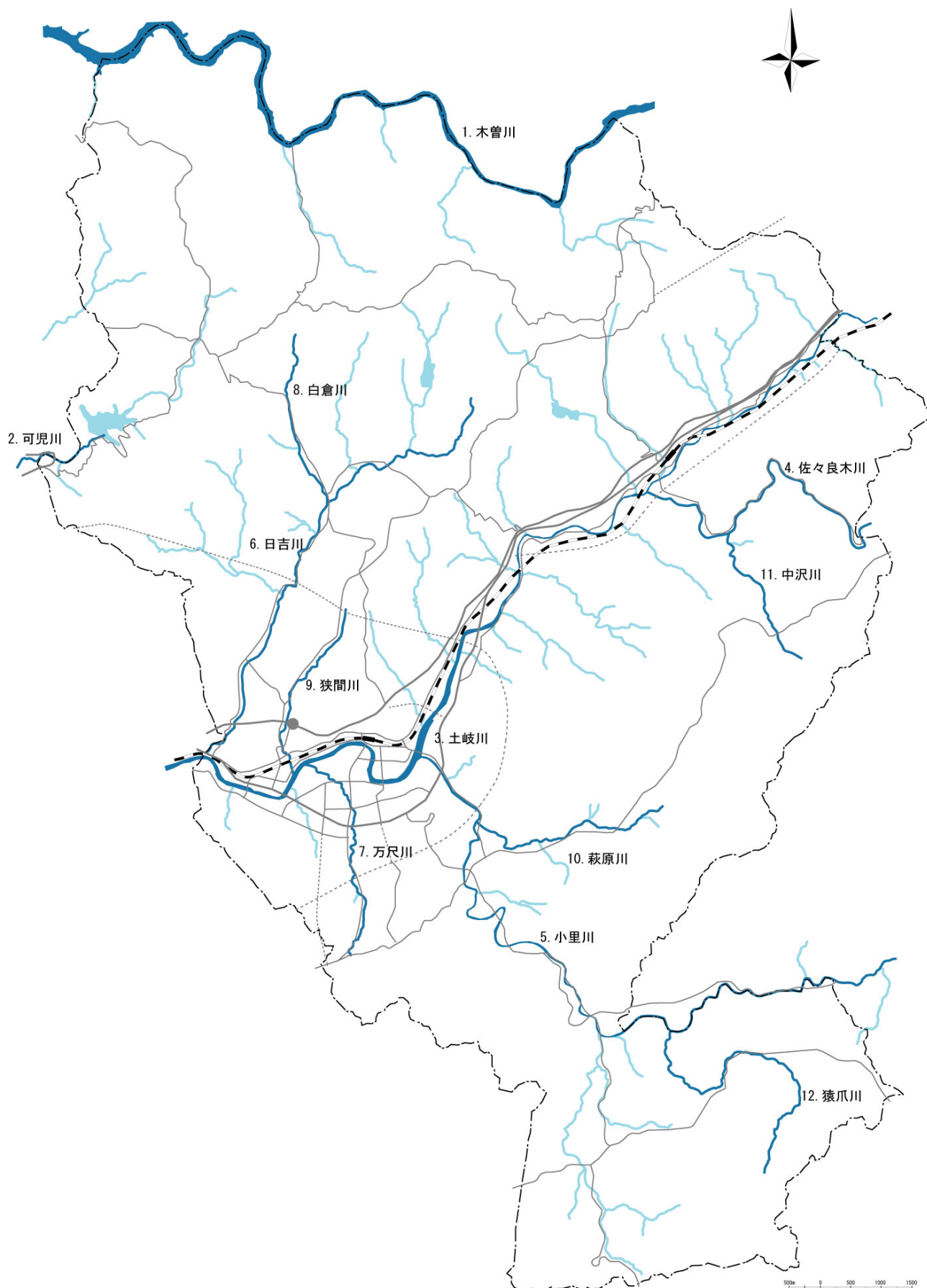


図 5.14 河川の整備方針

5. 市街地の整備方針

(1) 市街地整備の基本的な考え方

本市における今後の市街地整備にあたっては、前述までの「土地利用の方針」「道路・交通施設の整備方針」等を踏まえ、以下のように設定します。

- ・ 中心市街地の活性化を図るため、商店街活性化総合支援事業、その他基盤整備を積極的に推進します。
- ・ その周辺の住宅地区は、土地利用計画に定められた土地利用を推進するため、基盤整備と地区計画制度などによる土地利用・建築物の規制・誘導を推進します。
- ・ 南北都市軸、都市間連絡道路等の幹線道路整備を促進し、市街地の骨格道路網を形成します。
- ・ 市街地内の都市環境の向上を図るため、公園・緑地整備や都市緑化を積極的に推進します。

(2) 市街地の整備手法

都市基盤整備の状況や計画を踏まえ、市街地の整備手法を以下に整理します。

①現行市街地

現行市街地では、居住環境を向上して良好な宅地を供給する土地区画整理事業は、概ね完成しています。現在進められている組合施行の下益見土地区画整理事業を計画どおり実施するとともに、既に基盤整備された宅地の有効利用促進と地域の利便性や魅力の向上を総合的に進めます。

表 5.6 市街地の整備手法（現行市街地）

地区名	整備方針
下益見地区	下益見土地区画整理事業（事業中）の整備推進を図ります。

②その他拡大市街地

拡大市街地については、「第3章 人口・土地利用フレーム」より、計画期間内においては、基本的に現行の用途地域内において対応します。

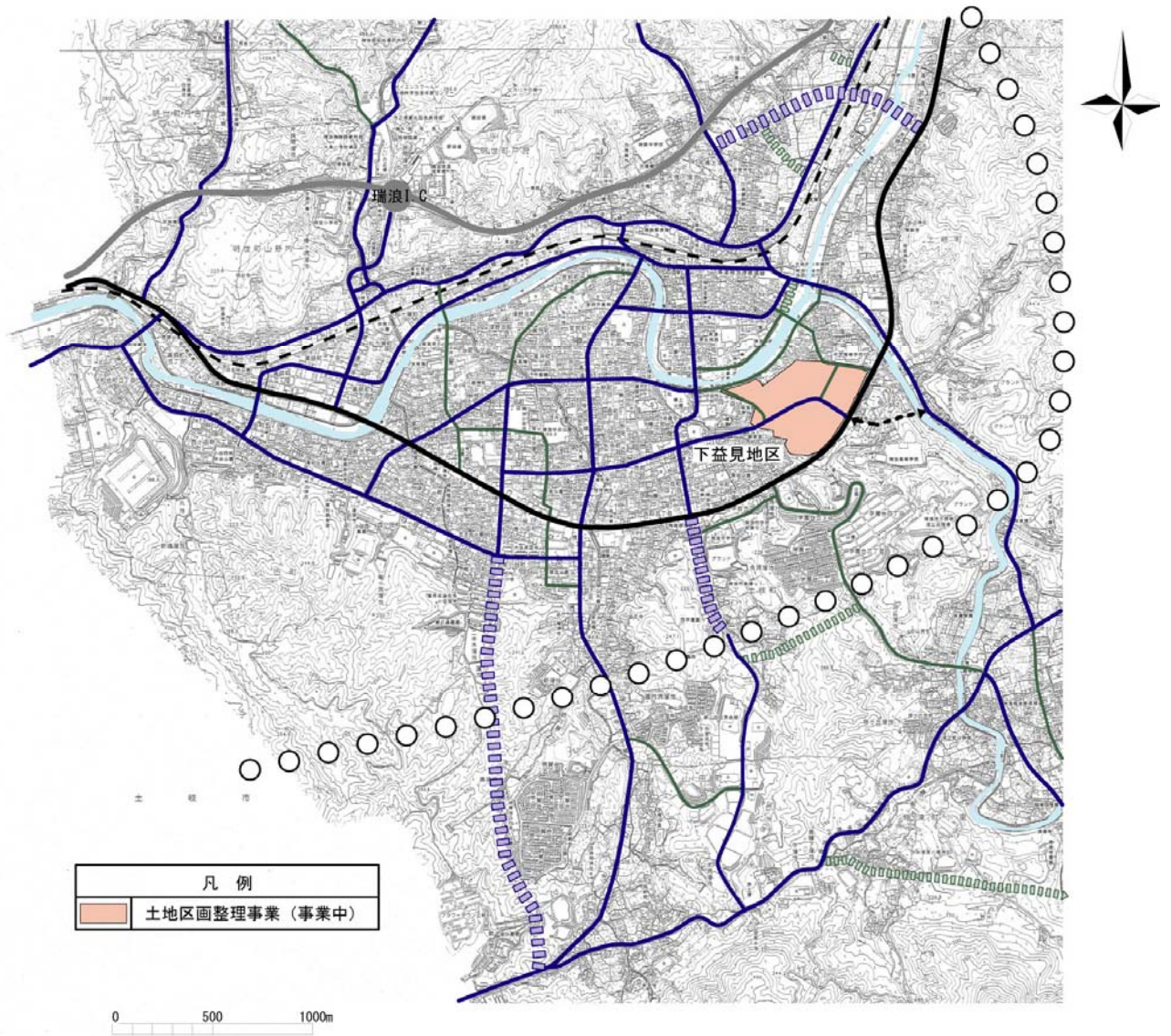


図 5.15 市街地の整備方針

6. 自然環境保全の方針

(1) 森林

本市の北部には、木曾川に面する「飛騨木曾川国定公園」に指定された広大な森林地域が位置しています。また、市内には保安林も多く、丘陵・森林地区の保全を図りながら、自然環境の保全に努めるとともに、水資源の確保を図る必要があります。

また、良好な自然環境を有する竜吟峡周辺の森林は特別緑地保全地区に指定されており、森林保全に努めるものとします。

(2) 河川

本市には自然環境の良好な木曾川があり、その周辺は「飛騨木曾川国定公園」として保全が図られています。

また、市街地を流れる土岐川については、下水道などの整備の促進により水質保全を図るとともに、都市の骨格となる緑の空間として親水化を図ります。

(3) 農地

丘陵地の農地や河川沿いの低地部の農地は、大半がほ場整備により開発されたものであり、樹林地に代わり保水機能を有するとともに、市街地周辺や幹線道路周辺の農地は、田園景観を構成する緑となっており保全を図る必要があります。

7. 都市景観形成の方針

(1) 都市景観形成の基本的な考え方

岐阜県の景観形成ガイドプラン（平成17年3月改訂）によれば、東濃西部地域の景観形成の基本目標は以下のように設定されています。特に本市では歴史・伝統文化を守る景観づくりとして、中山道を活かした整備を計画しています。

また、市街地においては、新たに南北都市軸の位置づけや都市の発展核などの拠点地区の位置づけをおこなっており、これらの軸や拠点の景観整備をおこなう必要があります。

このように本市の都市景観形成は、歴史・伝統文化を活かすとともに、新しい都市的な景観の形成をおこない、魅力のある都市づくりをおこなっていくことを基本理念として行っていく必要があります、その実現のため景観計画の策定を推進します。

【地域別景観形成方針（東濃西部地域）】岐阜県景観形成ガイドプラン

1. 土岐川沿いのうるおいのある河川景観の形成
2. 陶磁器産地としての景観の形成
3. 丘陵部における自然景観の保全
4. 歴史的・文化的資源を活かした景観の形成
5. 市街地における美しい都市景観の形成
6. 里山の景観の保全
7. 中山道の宿場町を活かした歴史的な景観の形成

①歴史・伝統文化を守る景観づくり

本市は、北部の「飛騨木曾川国定公園」に象徴される木曾川や森林地域などの自然景観と、中山道の歴史的に由緒のある細久手宿、大湫宿など文化景観に恵まれており、市民生活とも深いかかわりを持っています。

この恵まれた自然景観と歴史的・文化景観は、本市の貴重な財産であり、将来にわたり保全に努めるものとします。

②市街地の都市景観の創造

市街地においては、利便性や効率性を追求することに重点がおかれたまちづくりから、快適な環境やまちの美観といった都市景観に配慮し、公共施設のデザインの工夫や修景整備をはじめ、小広場・公園・緑地などのオープンスペースの確保、並びに土岐川などの河川沿いの線的な親水空間確保など、美しい市街地景観を創出します。また、寺社の境内や歴史的建築物等に付随するみどり等を地域景観のシンボルや地域の歴史と文化を醸し出すみどりとして保全を図ります。

③景観に配慮した施設整備

まちの景観を維持・保全するために、違法な屋外広告物については早期発見、是正に努めます。また、公共施設等の利便性の向上や施設利用の促進ために設ける案内表示等についても、まちなみや景観に配慮した案内板の設置等を推進します。

8. 住民参加のまちづくり

(1) 住民参加の必要性

本計画のテーマは、「安心・快適 私たちが創るみずなみのまち」を目標都市像として、「快適で活気に満ちた交流文化都市」と設定されており、都市づくりの目標として掲げています。

まちづくりは地域住民と行政当局相互の努力によって初めて可能になるものです。そのため、地域住民が自らまちづくりへ貢献していくという意識を持つことが期待され、また、行政当局も、生活関連施設等の計画・建設および管理・運営などについて、地域住民の総意と工夫、協力などが活かせるよう地域に応じた工夫をおこなう必要があります。

このような地域住民のまちづくりへの参加と交流がおこなわれることにより、地域への誇りと愛着が持てる「まちづくり」が進められ、「わがまち意識」が醸成されることが重要です。

(2) 住民参加のまちづくり方策

瑞浪市には、住民主体で継続的にまちづくり活動に取り組む「まちづくり推進組織」が市内全地区に設立されています。今後も、従来の自治会組織である区長会及びまちづくり推進組織等と行政との協働により、まちづくり手法の合意形成・まちづくり活動の積極的な展開・まちの維持管理を図ることとします。

9. 都市防災の方針

(1) 土砂災害・水害

本市は地形の特性上、土砂災害や浸水被害の危険性が高く、近年の農地や山林の開発、都市化の進展、地球規模の気候変動により、災害の様相は多様化し、その被害も大きくなってきています。

災害を未然に防止し、また、被害を最小限に食い止めるため、治山・治水・砂防事業を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定により、警戒避難体制の整備や無秩序な宅地開発等の抑制に努めます。また、防災資材の適正配置や防災関係機関などとの連携強化を進め、救助・復旧対策を充実させるとともに、高齢者・障がい者など要援護者の安全確保に努めます。

特に、本市に多大な影響を及ぼす土岐川の洪水に対しては、土岐川護岸整備を推進し、市街地の洪水に対する安全性の確保を図るとともに、市街地内および周辺の河川についても改修を推進していきます。

(2) 火災・震災

既成市街地などの木造の狭小住宅密集地や商店街では、オープンスペースが少なく防災機能が低い状況にあります。

地震時の2次災害である火災と延焼から安全を確保するため、オープンスペースが不足している密集市街地などでは、延焼防止、避難路、避難地に対応できる道路、公園等の基盤整備や建物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。また、指定避難所となる公共施設および防災拠点施設となる市庁舎については、施設の耐震化を進めます。